

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第 27 回）
議事要旨

日時：令和 8 年 2 月 17 日（火曜日）10:00～11:35

場所：経済産業省 本館 9 階 東 1-1 会議室及びオンライン（ハイブリッド）

出席者

渡邊座長、大野委員、加藤委員、釘宮委員、久保田委員、坂本委員、中村委員、松岡委員、矢代委員、山崎委員

議題

整合規格案の確認等について

議事概要

整合規格案（12 規格）について、事務局より資料を用いて説明し、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第十二に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言並びに事務局及び JIS 原案作成団体の回答は以下のとおり。

- ・ 資料 4 の技術基準省令第 7 条第 2 号において、感電に対する保護の規定において「接触電流」という用語が使われているが、これは違和感があるとのことで、省令の規定であるので簡単には直せないと理解しているが、機会がある際に直して欲しいとの意見があった。
- ・ 資料 2 の J60947-7(2026) の図題に「専門家用」という言葉が入っているが、これは機器のことを指しているのかとの質問があった。JIS 原案作成団体より、使用率の概念を持っているのが専門家用との回答があった。
- ・ 資料 2 の JIS C 8461-1:2025 の主な改正内容の 14.2.2.2 d) に「別表第二に合わせて塩水噴霧試験を追加した」とあるが、この部分は IEC 規格からは変更となっているのかとの質問があった。JIS 原案作成団体より、これは海外では主にメッキの電線管が使われているが、日本ではそれ以外のものも使用されているという日本特有の状況に合わせたデビエーションになっているものである旨の回答があった。
- ・ 資料 2 の JIS C 8461-1:2025 の主な改正内容の 3.15、3.16 に「ねじなし電線管」の用語を使用していたところ、混同を避けるために変更した、とあるが、どこにその必要があったのかとの質問があった。JIS 原案作成団体より、これは IEC 工事用と分けるための変更である旨の回答があった。
- ・ JIS C 8461-22:2025 の技術基準との整合確認書（資料 4-11）の第 2 条第 2 項に対応する 8.2 において「ねじ接続電線管及び電線管附属品は、管端電線管附属品を除き、想定するねじ長さに適合しなければならない。」をあえて入れたのかとの質問があった。JIS 原案作成団体より、らせん状のものではねじ接続電線管がある旨の回答があった。